十六　七アルファ―［九―［(四・四・五・五・五―ペンタフルオロペンチル）スルフイニル］ノニル］エストラ―一・三・五（一〇）―トリエン―三・一七ベータ―ジオール（別名フルベストラント）及びその製剤

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年九月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百九十九号

平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	法第三条から第六条まで、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十四条に規定する措置並びに三重県熊野市及び南牟婁郡紀宝町並びに奈良県吉野郡十津川村の区域に係る激甚災害にあっては、法第十二条及び第十三条に規定する措置
備考　上欄の暴風雨とは、平成二十三年台風第十二号によるものをいう。	

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　中川　正春
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志

運輸事業の振興の助成に関する法律第三条第一項の事業を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年九月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百号

運輸事業の振興の助成に関する法律第三条第一項の事業を定める政令

内閣は、運輸事業の振興の助成に関する法律（平成二十三年法律第百一号）第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

運輸事業の振興の助成に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一　軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業（以下「特定運輸事業」という。）を営む者が行う旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業

二　特定運輸事業に係るサービスの改善及び向上に関する事業

三　特定運輸事業に係る公害の防止、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。）の防止その他の環境の保全に関する事業

四　特定運輸事業の適正化に関する事業

五　特定運輸事業を営む者の共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業

六　特定運輸事業を営む者が震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備に関する事業

七　特定運輸事業を営む者の経営の安定化に寄与する事業（当該事業に要する費用に充てるための基金を設けて行われるものに限る。）

八　全国を単位とする一般社団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第三十八条の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人であったものに限る。）であって、前各号に掲げる事業を行うものに対し、当該事業に要する資金の出えんを行う事業（当該一般社団法人が当該出えんを行う者を社員とする場合に限る。）

九　前各号に掲げるもののほか、特定運輸事業の振興に資する事業で国土交通大臣が総務大臣に協議して定めるもの

附　則

この政令は、法の施行の日から施行する。

総務大臣　川端　達夫
国土交通大臣　前田　武志
内閣総理大臣　野田　佳彦

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年九月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百一号

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）附則第一条（第一号及び第三号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の施行期日は平成二十四年七月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年四月一日とする。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
法務大臣　平岡　秀夫
財務大臣　安住　淳
国土交通大臣　前田　武志